

1 検査項目について

(1) ふん便性大腸菌群数

水質調査におけるふん便性汚染度を示す指標

大腸菌群数には、ふん便性由来の菌群と、非ふん便性由来の菌群とがあり、海水の水質検査における指標としては、ふん便性大腸菌群だけを汚染指標にしたほうが有意義である。

昭和 59 年から主要海水浴場の水質検査において、平成 11 年度から一般海水浴場の水質検査においてこの指標を採用している。

(2) COD (化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand)

海域又は湖沼の汚染を示す代表的な指標

水中の還元物質(有機物、硫化物、アンモニア等)など、汚染源となる物質を酸化剤(過マンガン酸カリウム等)で酸化する時に消費される酸素量である。

この数値が大きいほど、水中の汚染物質が多いことになる。

(3) 透明度

直径 30cm の白色円板(透明度板、セッキー円板)を静かに水中に沈めて見えなくなる深さと、次にこれをゆっくり引き上げていき、見え始めた深さの平均値である。

(4) 油膜の有無

目視により測定する。

2 判定基準

令和 5 年 3 月 30 日付け環水大水発第 23033014 号による環境省水・大気環境局水環境課長通知中の基準による。

- 1 各項目のいずれかが「不適」である海水浴場を「不適」な海水浴場とする。
- 2 「不適」でない海水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目のすべてが「水質AA」である海水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目のすべてが「水質A」以上である海水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目のすべてが「水質B」以上である海水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

(判定基準表)

項目		ふん便性大腸菌群数	油 膜	C O D	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下	全 透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm以上
	水質C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm以上
不 適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50 cm未満*

(注) (1) 主要海水浴場の判定は、同一海水浴場に関して得た測定値の平均による。また、「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

(2) 透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。